

第二百二十三号議案

東京都下水道条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都下水道条例の一部を改正する条例

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（東京都指定排水設備工事事業者等）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、管理者以外の法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の指定、承認その他これらに類する処分を受けた者（以下「その他指定事業者」という。）も、これを行することができる。

第七条の二第一項及び第二項中「前条」を「前条本文」に改める。

第七条の三第一項第二号中「第七条の七」を「第七条の七第一項」に改める。

第七条の五の見出しを「（東京都指定排水設備工事事業者等の義務）」に改め、同条に後段として次のように加える。

第七条ただし書の規定によりその他指定事業者が排水設備の新設等の工事を施行するときも、同様とする。

第七条の六第二号中「第七条」を「第七条本文」に改める。

第七条の七の見出しを「（排水設備工事責任技術者等）」に改め、同条中「工事に」を「工事の施行に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第七条ただし書の規定によりその他指定事業者が施行する排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理は、当該その他指定事業者が排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理を行う者として置かれ

る者（以下「その他責任技術者」という。）でなければ行つてはならない。

第七条の八第一項、第二項及び第五項第三号中「前条」を「前条第一項」に改める。

第七条の十の見出しを「（排水設備工事責任技術者等の義務）」に改め、同条に後段として次のように加える。

その他責任技術者が、第七条ただし書の規定によりその他指定事業者が施行する排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理を行うときも、同様とする。

第七条の十一第二号中「前条」を「前条前段」に改め、同条第三号中「第七条の七」を「第七条の七第一項」に改める。

第二十四条の二第一号中「第七条」を「第七条本文」に改め、同条第四号中「第七条の七」を「第七条の七第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害その他非常の場合における排水設備の新設等の工事の適正な実施を図るため、当該工事の施行に係る規定を改める必要がある。